

令和2年4月14日

(2020年)

保護者 各位

吹田市 児童部
保育幼稚園室長 北澤 直子

新型コロナウイルス感染症対策のための
公立幼稚園・認定こども園・保育所等における保育提供の縮小対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、これまでの間、保護者の皆さまには、できる限り家庭で保育いただき、登園を自粛くださいますようお願いしているところです。

皆さま方の御協力に心より御礼を申し上げます。

しかしながら、保育所等では、令和2年4月7日の緊急事態宣言後におきましても、人と人との接触を7割～8割削減するには至っておらず、いまだ「3密」の環境が存在しております。保育所等は、このほど大阪府から新たに新設された施設の使用制限要請の対象にはなっておりませんが、さらなる感染拡大防止のための対応が求められていることから、4月14日開催の吹田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、公立保育所等・認定こども園・幼稚園につきましては、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせいたします。

保護者の皆さまには、大変、御不便をおかけいたしますが、園児や職員の命・健康を守るため、何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、吹田市内の感染者数も増加しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。

記

公立幼稚園及び認定こども園（1号認定）

5月6日（水）まで、休園。預かり保育を実施しますが、4月16日（木）からは、原則、次の①～③の世帯を対象とします。

公立保育所・小規模保育施設・認定こども園（2号・3号認定）

5月6日（水）まで、開園しますが、4月16日（木）からは、原則、次の①～③の世帯を対象とします。なお、現時点において、保育所等へ登園しなかった場合の保育料の減額については5月6日までが対象となります。

- ① 保護者のうち、医療、消防、警察、福祉施設（介護、障がい、保育、留守家庭児童育成室）に勤務し、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯
- ② ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な世帯で、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯
- ③ 個別の事情により、家庭での保育が著しく困難な世帯

上記の事由により、やむを得ず施設の利用を希望する場合は、別紙の「登園申請書」を各施設に必ず提出してください。